

第 7 回 裁判所と司法権・違憲審査権 ( 2 )

今回も、前回に引き続き、裁判所について扱います。

今回は、裁判所の権能のうち司法権について、特にその意義と限界について、検討します。裁判の対象とは何であって何でないのか、本来であれば裁判の対象となるはずなのに裁判所が裁判できないものはどのようなものなのか——こういった問題について考えてみましょう。

3. 司法権の内容

- ・ 司法権の概念のうちの「具体的な争訟」(具体的事件性)とは、裁判所法 3 条 1 項にいう裁判所が裁判すべき「法律上の争訟」と同じ意味である。この法律上の争訟とは、判例によれば、(1) 当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、(2) それが法令を適用することによって終局的に解決することができるものをいう(板まんだら事件最高裁判決(最判昭和 56 年 4 月 7 日民集 35 卷 3 号 443 頁))。
- ・ したがって、(1) 抽象的に法令の解釈や効力を裁判で争うこと(警察予備隊違憲訴訟最高裁判決(最大判昭和 27 年 10 月 8 日民集 6 卷 9 号 783 頁))、(2) 単なる事実の存否、個人の主観的意見の当否、学問上・技術上の論争(最判昭和 41 年 2 月 8 日民集 20 卷 2 号 196 頁など)、(3) 純然たる宗教問題(板まんだら事件最高裁判決)などは、具体的事件性を欠くので、裁判所は取り扱わない。
- ・ 選挙訴訟(公職選挙法 203 条、204 条)や住民訴訟(地方自治法 242 条の 2)といった民衆訴訟など、具体的事件性を前提とせずに出訴できる制度を、法律で例外的に設けることも認められる。

#### 4. 司法権の限界

- ・ 裁判所は、「法律上の争訟」であっても、(1) 憲法がその裁判権を司法裁判所以外の機関に授権しているもの、(2) 国際法上、裁判所が裁判できないとされるもの、(3) 事柄の性質上、裁判所による裁判に適しないとされるもの（議院自律権に属する行為（警察法改正無効訴訟最高裁判決（最大判昭和 37 年 3 月 7 日民集 16 卷 3 号 445 頁））、自由裁量行為、統治行為（砂川事件最高裁判決（最大判昭和 34 年 12 月 16 日刑集 13 卷 13 号 3225 頁）、苫米地事件最高裁判決（最大判昭和 35 年 6 月 8 日民集 14 卷 7 号 1206 頁））、団体の内部事項に関する行為）については、取り扱わない。
- ・ 富山大学事件最高裁判決（最判昭和 52 年 3 月 15 日民集 31 卷 2 号 234 頁）で採用された部分社会の法理（一般市民法秩序と直接関係しない純然たる内部紛争は、すべて司法審査の対象にならないという考え）に対しては、学説は、まったく支持していない。

今回の講義の復習として、教科書の 12.2.1～12.2.3（231-238 頁）を読んでおきましょう。

今回は、裁判所の権能のうち違憲審査権について、特にその性格・主体・対象と違憲判断の方法・効力について、検討します。わが国の違憲審査制度の特徴は何か、どの国家機関がどんな国家行為を対象に違憲審査を行えるのか、どのように判断し、その効力はどこまで及ぶのか——こういった問題について考えてみましょう。

Q7 司法権の限界に関する記述として、判例、通説に照らして、妥当なのはどれか。

1. 裁判所は一切の法律上の争訟を裁判するが、日本国憲法は、この唯一の例外として、国会議員によって行われる裁判官の弾劾裁判の規定について明文化している。
2. 国会が行う立法については、立法機関としての自由裁量に委ねられているため、国会がその裁量権を著しく逸脱、濫用した場合にも、裁判所の審査権が及ぶことはない。
3. 最高裁判所の判例では、衆議院の解散は、極めて政治性の高い国家統治の基本に関する行為であるが、それが法律上の争訟となり、これに対する有効無効の判断が法律上可能である場合は、裁判所の審査権に服するとした。
4. 最高裁判所の判例では、自律的な法規範をもつ社会ないし団体にあつては、当該規範の実現を内部規律の問題として自治的措置に任せ、必ずしも、裁判にまつを適当としないものがあり、地方議会議員の出席停止処分は、権利行使の一時的制限に過ぎず、司法審査の対象とならないとした。
5. 最高裁判所の判例では、大学の単位授与行為は、常に一般市民法秩序と直接の関係を有するものであり、純然たる大学内部の問題として大学の自主的、自律的な判断に委ねられるべきものではないため、裁判所の司法審査の対象になるとした。

(2018 年度東京都特別区職員採用試験 1 類試験)